

相談支援事業所は一と 重要事項説明書
(指定障害児相談支援事業)

あなたに対する相談支援サービス提供開始にあたり、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人チハヤ会
法人の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
法人の電話番号	0277-76-2335
法人のFAX番号	0277-76-9423
法人のE-mail	chihaya@asc.ne.jp
代表者名	理事長 田村尚道
法人設立年月	昭和41年3月8日

2 事業所の概要

事業指定	指定障害児相談支援事業所	平成27年4月1日指定 事業所番号1071200073
事業所の名称	相談支援事業所 は一と	
事業所の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609	
電話番号	0277-76-2335	
FAX番号	0277-76-9423	
管理者	石戸悦史	
相談支援専門員	須賀智子	
サービスの実施地域	みどり市、桐生市	
主たる対象者	(特定なし)	
サービスの種類	・指定障害児相談支援 指定障害児相談支援サービス	
事業の目的	・利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して必要な指定障害児相談支援サービスを提供します。	
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。 ・相談支援サービスの提供にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ・相談支援サービスの提供にあたっては、利用者の必要ときに必要な相談が行えるよう努めます。 ・相談支援サービスの提供にあたっては、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 	

3 事業所の職員体制

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼任	専従	兼任	
管理者	1		1			
相談支援専門員	1	1				1
その他の従業者						

4 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとっています。

5 実施する相談支援サービスの内容

基本相談支援	・地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。
障害児相談支援	・障害児支援利用計画の作成 ・モニタリングの実施 等

6 利用料金

（1）相談支援サービス費

項 目	サービス料金
【障害児相談支援サービス費】	
障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,692 単位
障害児支援利用援助費（Ⅱ） （単価は1ヶ月の計画作成数が40件を超えた場合の利用料になります。）	815 単位
継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,376 単位
継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） （単価は1ヶ月の計画作成数が40件を超えた場合の利用料になります。）	662 単位

・各種加算

項 目	サービス料金
初回加算	新規に計画作成を行う場合に算定 500 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ） （医療機関に訪問）	入院時に利用者等の同意の上で病院等に情報提 200 単位

入院時情報連携加算（Ⅱ） （医療機関訪問以外の方法）	供した場合に算定	100 単位
退院・退所加算	退院・退所時に退所施設等から情報収集して計画作成した場合に算定	200 単位
医療・保育・教育機関等連携加算	医療・保育・教育機関等から情報収集を行い計画作成した場合に算定	100 単位
サービス担当者会議実施加算	モニタリング時にサービス担当者会議を開催し計画変更等の検討をした場合に算定	100 単位
サービス提供時モニタリング加算	サービス事業所を訪問してサービス提供場面を確認し記録した場合に算定	100 単位
保育・教育等移行支援加算	就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業等との引継ぎに一定期間を要するものに対し、①～③のいずれかの業務を行った場合に算定。 ①当該月に2回以上利用者の居宅に訪問し面会を月に2回以上行った場合。②他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合。③他機関との連携にあたり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合。	①、② 300 単位 ③ 100 単位
集中支援加算	モニタリング対象月以外で①～③のいずれかの、①サービスの利用に関して居宅に訪問し、面会を月に2回以上実施した場合に算定。②サービス担当者会議を開いた場合。③病院、企業、保育所、等の求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合に算定。	300 単位
利用者負担上限額管理加算	サービス利用上限額の管理を行った場合に加算	150 単位
行動障害支援体制加算	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）等を終了し専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を1名以上を配置したうえで、その旨を公表している場合に算定	35 単位
地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員がコーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて月4回を限度）	700 単位
地域体制強化共同支援加算	地域生活支援拠点である特定相談支援事業所の相談支援専門員が支援困難事例等について課題検討を通じ情報共有等を行い他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し協議会に報告した場合（月1回を限度）	2000 単位

※ 1 単位は、10.00 円。

※ 上記のうち、利用者負担上限管理加算以外は利用者の負担はありません。利用者負担上限管理を行った場合はサービス料金の1割相当額が利用者負担額になりますが、利用者世帯の収入状況に応じて市町村長が

定めた利用者負担上限月額が各月の上限になります。

※ 市長村より計画相談支援給付費または障害児相談支援給付費対象者と認定された場合、料金は全額給付されますので自己負担はありません。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。 1 kmあたり 20 円
その他の費用	利用者の事情により必要となる嗜好品等の実費をご負担いただくことがあります。その際は、前もって説明を行い、利用者の同意をいただきます。

※ 交通費及びその他の費用は、サービス利用月末に締め、翌月の5日までに請求いたします。請求月の15日までに、以下の方法でお支払いください。

<支払い方法>

- ・事業所での現金でのお支払い
- ・下記口座へのお振り込み

群馬銀行 笠懸支店 (普) 0476513 社会福祉法人チハヤ会 理事長 田村尚道

7 事故発生時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、利用者に対する指定相談支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 石戸 悦史
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 苦情等申し立て先

事業所相談窓口	・窓口担当者 相談支援専門員：須賀智子 ・ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00 ・電話番号 0277-76-2335
第三者委員	当事業所では、次の方に苦情解決第三者委員を委嘱しています。 久保塚義之 0277-76-4111 岩崎 満 0277-76-2015 大澤はるみ 0277-76-7711
みどり市社会福祉課	・所在地 みどり市笠懸町鹿2952 ・電話番号 0277-76-0975

群馬県運営適正化委員会（群馬県社会福祉協議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 前橋市新前橋町13-12 ・電話番号 027-255-6669 ・受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
-------------------------	---

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 サービスの提供の記録

当事業所では、指定相談支援サービスを提供した際、提供日、内容その他の必要な事項を記録し、利用者の確認を受けております。また、利用者が他の指定相談支援事業所の利用を希望する場合その他利用者からの申出があった場合には、指定相談支援サービスの実施状況等に関する書類を交付します。

12 第三者による評価の実施状況

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

